

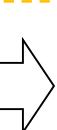
# 既存の計画への追記による避難確保計画の作成

## 消防計画に追記する例 ～以下の6事項を追記する～

### ①計画の目的に「洪水時の避難」を追記

消防計画の第1条(目的)に、水防法第15条の3第1項に基づく  
洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を加える。

洪水時の避難確保計画は、消防計画などの既存の計画に、洪水時に係る体制・対応を追加して作成できます。



#### (目的)

第〇条 この計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき、○  
務について必要な事項を定め、火災、地震及びその他の災害の予防・人命の安全  
並びに被害の軽減を図ることを目的とする。

一文を追記

また、水防法第15条の3第1項に基づき、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保  
を図ることを目的とする。

### ②自衛水防組織の項目を追加

自衛消防組織の記載を参考に、**洪水予報等の情報収集、洪水予報等の情報収集、洪水時における避難誘導、構成員への教育及び訓練、その他水災の軽減のため必要な業務の任務を記載**。※なお、各施設の判断で自衛消防組織など既存の枠組みの活用も可

#### (自衛水防の組織と任務分担)

第〇条 ○○○○の自衛水防組織として△△△を統括管理者とし、次の任務分担に  
より自衛水防組織を別表〇のとおり指定する。

項目を追加

係別	任務内容
統括管理者	自衛水防隊の各係員に対し、指揮、命令を行う。避難状況の把握を行う。自衛水防組織の各係員に対する教育及び訓練を行う。
情報伝達係	洪水時における洪水予報等の情報収集を行う。関係者及び関係機関との連絡を行う。
避難誘導係	避難誘導にあたる。未避難者、要救助者の確認を行う。避難器具の設定、操作にあたる。

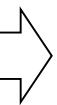


#### (洪水時の活動)

第〇条 洪水時においては、次の防災体制をとる。

項目を追加

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	○○情報発表	情報収集、関係職員招集	情報伝達係
警戒体制	○○情報発表 ○○地区避難準備・高齢者等避難開始発令	情報収集、資器材準備、要配慮者の避難誘導、…	情報伝達係、避難誘導係、…
非常体制	○○情報発表 ○○地区に避難勧告又は避難指示（緊急）発令	施設全体の避難誘導、…	避難誘導係、…



#### (洪水時の避難誘導)

第〇条 洪水時の避難場所、避難経路、避難誘導方法については、下記に従う。

項目を追加

- (1) 避難場所・経路  
・第〇条の震災時の避難場所・避難経路に定める通り。  
・上記避難場所への避難が困難な場合には、本施設〇棟の2階へ避難し、屋内安全確保を図る。
- (2) 避難誘導方法  
・施設外の避難場所に誘導するときは、避難場所までの順路、道路状況について予め説明する。  
・避難する際は、原則として車両等を使用せず徒歩とする…等



#### (洪水に備えての準備品)

第〇条 第〇条の震災に係る準備品に加えて、洪水に備え次の不足分を追加  
品目を常に使用または持ち出せるよう準備しておき、定期的に点検を行う。

不足分を追加

活動の区分	使用する設備又は資器材
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿（従業員、利用者等）、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話バッテリー、ライフジャケット、蛍光塗料 施設内の一時避難のための水・食料・寝具・防寒具



#### (洪水対策に係る教育及び訓練)

第〇条 施設管理者は、次により防災教育及び訓練を行うものとする。

項目を追加

	予定実施月	内容
全従業員	○○月	(1) 洪水予報等及び洪水時の避難に係る研修
新入社員	その都度	(2) 情報収集・伝達に係る訓練
自衛水防組織	○○月	(3) 避難誘導に係る訓練

### ⑥洪水時に係る教育・訓練の項目を追加

従業員への洪水時を想定した防災教育及び訓練に関する事  
項を追加する。※実情に応じ、各施設の判断で消防計画上実施している教  
育・訓練をもって代えることができる。